

財産の取扱いについて

合併協定項目 財産の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日提出

井原地域合併協議会
会 長 谷 本 巖

協議項目	財産の取扱いについて
調整内容	(1) 芳井町、美星町が所有する財産は、すべて井原市に引き継ぐものとする。 (2) 美星町に存在する財産区の財産は、各財産区の財産として現行のまま井原市に引き継ぐものとする。 (3) 新たな財産区は設置しないものとする。

平成 1 5 年 月 日承認
井原地域合併協議会

協定項目番号	5	協定項目	財産の取扱いについて
調整方針	(1) 芳井町、美星町が所有する財産は、すべて井原市に引き継ぐものとする。 (2) 美星町に存在する財産区の財産は、各財産区の財産として現行のまま井原市に引き継ぐものとする。 (3) 新たな財産区は設置しないものとする。		

【市町の現況】

1. 公有財産の現況

(単位：㎡)

項 目	井原市				芳井町				美星町					
	土地	建 床 (延床)			土地	建 床 (延床)			土地	建 床 (延床)				
		木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計		
行政財産	本庁舎	9,431	79	1,677	1,756	6,056		3,000	3,000	9,686	197	3,901	4,098	
	その他の行政機関	消防施設	9,663	692	1,552	2,244	1,796	569	194	763	6,084	811	344	1,155
		その他施設					460							
	公共用財産	学 校	268,853	4,267	58,093	62,360	87,428	46	17,657	17,703	79,543	317	10,518	10,835
		公営住宅	88,104	4,301	32,188	36,489	22,620	1,070	5,990	7,060	27,528	3,018	1,854	4,872
		公 園	420,496	281	598	879					25,717	1,916	1,363	3,279
		その他施設	388,180	1,742	44,275	46,017	155,139	1,030	9,845	10,875	139,149	4,628	7,349	11,977
小 計	1,184,727	11,362	138,383	149,745	273,499	2,715	36,686	39,401	287,707	10,887	25,329	36,216		
普通財産	宅 地	35,404				1,276				56,320	6,508	1,705	8,213	
	山 林	10,611,379				504,641				60,433				
	その他	221,550	2,102	2,878	4,980	64,251	1,167	106	1,273	70,972				
	小 計	10,868,333	2,102	2,878	4,980	570,168	1,167	106	1,273	187,725	6,508	1,705	8,213	
合 計	12,053,060	13,464	141,261	154,725	843,667	3,882	36,792	40,674	475,432	17,395	27,034	44,429		

資料：平成14年度決算書

2 . 公共施設の現況

項 目		井原市	芳井町	美星町	合 計	
道 路	市町道実延長	m	672,283	209,977	264,399	1,146,659
	改良済延長	m	231,667	116,454	104,866	452,987
	舗装済延長	m	542,338	202,446	254,181	998,965
	農道延長	m	81,101	46,244	245,245	372,590
	林道延長	m	21,635	17,319	10,920	49,874
道路延長合計		m	775,019	273,540	520,564	1,569,123
橋 梁	橋 数	数	323	101	65	489
	うち、永久橋数	数	320	95	65	480
公 園	個所数	箇所	47		1	48
	面 積	m ²	422,728		105,827	528,555
公営住宅		戸	590	69	75	734
宅地造成	地区数	箇所	9	24		33
	面 積	m ²	67,039	24,233		91,272
工業用地造成	地区数	箇所			1	1
	面 積	m ²			73,530	73,530
給水人口		人	34,242	4,543	1,227	40,012
下 水 道	個所数	箇所	1			1
	処理面積	m ²	3,058,400			3,058,400
合併処理浄化槽処理人口		人	4,053	1,010	1,252	6,315
保 育 所	個所数	箇所	1	1		2
	定 員	人	45	45		90
老人 福祉 施設	老人ホーム	箇所	1			1
	その他施設	箇所	50			50
幼 稚 園	個所数	箇所	11	3	1	15
	定 員	人	1,015	215	200	1,430
小 学 校	学校数	箇所	11	5	1	17
	児童数	人	2,036	307	266	2,609
中 学 校	学校数	箇所	3	1	1	5
	生徒数	人	1,072	190	161	1,423
公 会 堂		箇所	2	1	1	4
公 民 館		箇所	12	4	17	33
図 書 館		箇所	1	1		2
博 物 館 等		箇所	1	1		2
体 育 館		箇所	3	1	1	5
プ ー ル		箇所	1		2	3
野 球 場		箇所	2		1	3
病院・診療所等		箇所	1	1	1	3

資料：平成14年度公共施設状況調査

3. 有価証券の現況

(単位：千円)

区 分	井原市	芳井町	美星町	合計
山陽放送株式会社株券	200	75		275
井原鉄道株式会社株券	40,600	2,000	2,000	44,600
株式会社井原エンタープライズ株券	100,000	5,000	5,000	110,000
株式会社オービス株券	4,500			4,500
井原放送株式会社株券	3,000	1,000	500	4,500
合 計	148,300	8,075	7,500	163,875

資料：平成14年度決算書

4. 出資による権利の現況

(単位：千円)

区 分	井原市	芳井町	美星町	合計
岡山県信用保証協会出捐金	34,355	2,990	1,111	38,456
岡山県農業信用基金協会出資金	2,450	880	1,430	4,760
社団法人岡山県野菜生産安定基金協会出資金	390	390	390	1,170
社団法人岡山県家畜畜産物衛生指導協会出資金	303	268	468	1,039
井原市土地開発公社出資金	10,000			10,000
岡山県郷土文化財団出捐金	1,010	266	251	1,527
岡山県農林漁業担い手育成財団出捐金	2,450	636	610	3,696
財団法人井笠地域地場産業振興センター出捐金	26,350	100	100	26,550
財団法人岡山県民間社会福祉事業従事者事業財団出捐金	124	24		148
財団法人井原市施設振興公社出捐金	30,000			30,000
財団法人井原市文化・スポーツ振興財団出捐金	241,255			241,255
財団法人井原市国際交流協会出捐金	52,500			52,500
財団法人岡山総合展示場に係る出捐金	187			187
財団法人ふるさと情報センター出捐金		500		500
財団法人砂防フロンティア整備推進機構出捐金	200	30		230
財団法人岡山県健康づくり財団出捐金	188	18	16	222
岡山県明るい長寿社会財団出捐金			99	99
財団法人岡山県林業振興基金出捐金	1,180	636	524	2,340
財団法人岡山県暴力追放運動推進センター出捐金	3,137	423	368	3,928
財団法人岡山県動物愛護財団出捐金	675	146	149	970
財団法人岡山県肝臓バンク寄付金		31		31
社会福祉法人小田・後月三友会出資金		350	350	700
社団法人岡山県畜産公社出資金		300		300
社団法人岡山県農地開発公社出資金		42	46	88
社団法人岡山県林業公社出資金		5,500	2,300	7,800
社団法人農村環境整備センター入会金		200		200
社団法人岡山県畜産会拠出金			117	117
美星町森林組合出資金			5	5
美星町畜産振興会出資金			10	10
芳井町森林組合出資金		500		500
岡山県国民健康保険団体連合会預託金	1,821	615		2,436
岡山労働金庫自治体提携ローン預託金			4,000	4,000
合 計	408,575	14,845	12,344	435,764

資料：平成14年度決算書

5. 物品（庁用車）の現状

（単位：台）

区 分		井原市	芳井町	美星町	合 計
乗用車	普通	16	11	5	32
	軽四	2	4	8	14
貨物車	大型		1		1
	普通	19	2	7	28
	軽四	18	4	9	31
マイクロバス		4	1		5
スクールバス		1	3	5	9
消防	指令車	1		1	2
	消防ポンプ車	6	2	2	10
	小型ポンプ積載車 （水槽車含む）	40	15	10	65
その他		5	4	5	14
合 計		112	47	52	211

資料：平成14年度決算書

6. 債権の現況

（単位：千円）

区 分	井原市	芳井町	美星町	合 計
身体障害者居宅整備資金貸付金	8,155			8,155
老人居室整備資金貸付金	1,483			1,483
地域金融システム安定化資金貸付金	30,000			30,000
住宅新築資金等貸付金	89,621			89,621
公共下水道事業受益者負担金	28,341			28,341
修学資金貸付金		5,076		5,076
高齢者住宅整備資金貸付金		2,283		2,283
災害援護資金貸付金			1,838	1,838
合 計	157,600	7,359	1,838	166,797

資料：平成14年度決算書

7. 基金の現況

(単位：千円)

区 分		井原市	芳井町	美星町	合 計
財政調整基金		1,895,359	1,752,979	910,624	4,558,962
減債基金		458,045	1,085,119	15,179	1,558,343
その 他 の 基 金	用品調達基金	2,500			2,500
	奨学資金貸付基金	8,500			8,500
	奨学資金貸付準備基金	4,583			4,583
	表彰基金	16,506			16,506
	平櫛田中賞基金	46,432			46,432
	福祉基金	369,747			369,747
	社会教育施設等整備基金	195			195
	田中美術館整備基金	36,016			36,016
	片山科学賞基金	11,409			11,409
	地域づくり基金	419,284		110,800	530,084
	消防顕彰基金	11,073			11,073
	公共施設整備基金	2,183,667	139,628		2,323,295
	交通安全推進基金	10,038			10,038
	高等教育機関調査研究基金	2,700			2,700
	ふるさと保全基金	10,770			10,770
	国民健康保険給付費支払準備基金	497,908			497,908
	簡易水道減債基金	12,589			12,589
	野上簡易水道基金	19,918			19,918
	下水道事業償還基金	114,919			114,919
	介護給付費準備基金	111,559	103		111,662
	ふるさと創生基金		598,183	78,301	676,484
	地域振興福祉基金		174,187	172,449	346,636
	中山間地域保全基金		10,435		10,435
	上野・河合奨学金支給基金		2,101		2,101
	生涯学習振興基金		10,293		10,293
	小田スポーツ・芸術振興基金		9,570		9,570
	藤井顕彰事業基金		2,989		2,989
	庁用自動車管理基金		2,000		2,000
	国民健康保険財政調整基金		73,763		73,763
	中央簡易水道整備基金		37,295		37,295
	種簡易水道整備基金		479		479
	中山間ふるさと水と土保全対策基金			8,400	8,400
	鬼ヶ嶽多目的温泉保養センター整備基金			30,320	30,320
	リ・ディングプロジェクト施設整備基金			6,646	6,646
	スクールバス整備基金			18,380	18,380
	大野呂記念事業基金			9,735	9,735
	畑地かんがい施設整備基金			17,729	17,729
	物品調達基金			7,591	7,591
	国民健康保険特別会計基金			76,292	76,292
	国民健康保険高額医療費資金貸付基金			3,500	3,500
	宇戸谷簡易水道事業借入金償還基金			11,677	11,677
	八日市簡易水道事業運営基金			2,640	2,640
	小 計		3,890,313	1,061,026	554,460
土地開発基金	土地 (㎡)	52,509	6,299	5,083	63,891
	現金・預金等	267,730	147,027	65,629	480,386
合 計		6,511,447	4,046,151	1,545,892	12,103,490

資料：平成14年度決算書

8 . 地方債の残高の現況

(単位：千円)

会計	区 分	井原市	芳井町	美星町	合計
普通 会計	一般公共事業債	1,114,037	205,134	19,442	1,338,613
	一般単独事業債	4,658,918	286,207	1,119,046	6,064,171
	公営住宅建設事業債	478,383	17,201	252,540	748,124
	義務教育施設整備事業債	883,689	165,979	32,777	1,082,445
	辺地対策事業債	484,165	210,817	285,056	980,038
	災害復旧事業債	31,700	49,078	28,291	109,069
	過疎対策事業債		1,583,970	856,302	2,440,272
	財源対策債	424,424	19,938	155,393	599,755
	減税補てん債	989,968	105,178	108,567	1,203,713
	県貸付金			15,507	15,507
	その他	1,426,453	272,410	248,184	1,947,047
	小 計	10,491,737	2,915,912	3,121,105	16,528,754
企業 会計	下水道事業債	13,126,929			13,126,929
	上水道事業債	2,475,943			2,475,943
	簡易水道事業債	353,506		1,098,210	1,451,716
	その他	3,658,943		784,018	4,442,961
	小 計	19,615,321		1,882,228	21,497,549
合 計	30,107,058	2,915,912	5,003,333	38,026,303	

資料：平成14年度決算統計

9 . 債務負担行為の現況

(単位：千円)

区 分	井原市	芳井町	美星町	合計
平成15年度以降の支出予定額	650,573	55,516	1,352,033	2,058,122
1 物件の購入に係るもの	312,620			312,620
(1) 土地の購入に係るもの				
(2) 建造物の購入に係るもの				
(3) その他の物件の購入に係るもの	165,000			165,000
(4) 製造・工事の請負に係るもの	147,620			147,620
2 債務保証又は損失補償に係るもの				
(1) 公社・協会等に係るもの				
(2) その他に係るもの				
3 その他	337,953	55,516	1,352,033	1,745,502
(1) 利子補給等に係るもの	337,953	31,860	1,352,033	1,721,846
ア 農林水産関係に係るもの	330,652	40	1,307,621	1,638,313
イ 商工関係に係るもの		819	980	1,799
ウ 住宅関係に係るもの				
エ その他	7,301	31,001	43,432	81,734
(2) その他の係るもの		23,656		23,656

資料：平成14年度決算統計

10. 財産区の現況

財産区名		主な財産		
		種目	面積 (m ²)	基金(千円)
星田財産区		山林	1,413,697	64,900
西水砂財産区		山林	411,119	10,433
黒木財産区		山林	458,272	8,939
大倉財産区		山林	1,660,419	43,389
東水砂財産区		山林	836,230	13,342
宇戸財産区		山林	291,974	13,441
三山財産区		山林	283,393	
宇戸谷	越出財産区	山林	564,671	
	宇戸谷上財産区			
	宇戸谷中財産区			
	宇戸谷下財産区			
上高末財産区		山林	36,687	
烏頭財産区		山林	37,401	
黒忠	加谷財産区	山林	978,491	
	八日市財産区	山林		
	三組財産区	山林		
九名	絵具那、中山財産区	山林	1,619,532	
	友成財産区			
	六部落財産区			
黒萩財産区		山林	1,750,002	
水名財産区		山林	39,243	
合計			10,381,131	154,444

資料：美星町調査

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 第1項～第3項略

4 第1項及び前項（第1項：市町村の廃置分合又は市町村の境界変更、第3項：都道府県の境界にわたる市町村の境界変更）の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

1. 不動産
2. 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
3. 前2号に掲げる不動産及び動産の従物
4. 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
5. 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
6. 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
7. 出資による権利
8. 不動産の信託の受益権

第2項省略

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（物品）

第239条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

1. 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
2. 公有財産に属するもの
3. 基金に属するもの

（債権）

第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実にかつ効率的に運用しなければならない。

3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

第294条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの(これらを財産区という。)があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

【財産区について】

財産区とは、市町村の一部で財産又は公の施設の管理や処分を認められた、特別地方公共団体です。(地方自治法294条)

財産区には、市制町村制施行の際(明治22年)認められたものと、その後の廃置分合又は境界変更の際の財産処分の協議により設けられたものがあります。

1. 財産区の性格

- (1) 財産区の区域内に住所を有する者が財産区の構成員となり、区域外へ転居すると構成員でなくなります。
- (2) 新たに財産の取得をすることや、構成員に収益を配分することはできません。
- (3) 財産区の財産又は公の施設の管理や処分に要する経費は、財産区が負担することになります。
- (4) 財産区の収入及び支出等は、市町村の会計と分別しなければなりません。

2. 設置の手続き

現在、新たに財産区の設置が認められるのは、市町村が合併や境界変更を行う場合で、財産処分に関する協議に基づいて設置することができます。

3. 財産区の機関

財産区には、財産区議会又は財産区管理会が設置されています。

(1) 財産区議会

財産区議会は、通常6～12人、任期は4年とされている場合が多く、また、財産区議会議員と当該市町村の議会の議員、長、助役、他の財産区の議会の議員等とは、兼職することができません。

(2) 財産区管理会

財産区管理会は、財産区管理委員7名以内をもって組織され、その任期は4年であり、また、非常勤とされるので、市町村の議会の議員及び長との兼職も可能です。

【留意事項】

- ・財産区を新設するには、関係市町村の協議に基づき、全ての合併関係市町村の議会の議決が必要である。
- ・既存の財産区を井原市に引き継ぐ場合には、合併協定書に記すとともに関係条例の整備が必要である。

条例、規則等の取扱いについて

合併協定項目 条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 11 月 25 日提出

井原地域合併協議会

会 長 谷 本 巖

協議項目	条例、規則等の取扱いについて
調整内容	条例、規則等は、井原市のものを適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

平成 15 年 月 日承認

井原地域合併協議会

協定項目番号	13	協定項目	条例、規則等の取り扱いについて
調整方針	条例、規則等は、井原市のものを適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。		

【例規集に登載されている条例等（平成15年4月1日現在）】

区 分	井 原 市	芳 井 町	美 星 町
条 例	210件	127件	165件
規 則	176件	88件	142件
その他（規程・要綱等）	283件	130件	284件
合 計	669件	345件	591件

【関係法令】

地方自治法（抜粋）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第2条

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

（条例の制定及び罰則の委任）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

（規則）

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

地方自治法施行令（抜粋）

第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

慣行の取扱いについて

合併協定項目 慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

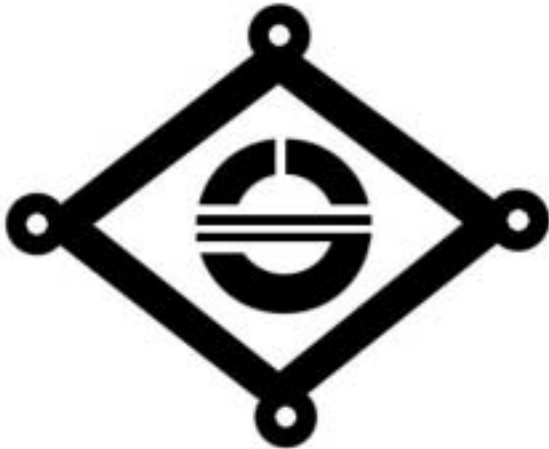


平成15年11月25日提出

井原地域合併協議会
会長 谷本 巖

協議項目	慣行の取扱いについて
調整内容	徽章、憲章、木・花、歌及び宣言については井原市のものをもってあてるとる。

平成15年 月 日承認
井原地域合併協議会

協定項目番号	20	協定項目	慣行の取扱いについて
調整方針	徽章、憲章、木・花、歌及び宣言については井原市のものをもってあてる。		

徽章		
井原市	芳井町	美星町
 <p>井原市の井の字を井枠の四角で連繫し、中央に原を仮名で図案化して、市民の和による団結と飛躍的發展を象徴しています。</p> <p>昭和28年12月11日制定</p>	 <p>「よしい」を図案化したもので、力強い団結と和をひろげ大きく発展しようとする姿を表しています。</p> <p>昭和43年10月1日制定</p>	 <p>「美」の文字を飛び立つ鳥に象形し、美星町の力強い飛躍、発展を願いました。 また、円形は町民の円満融和を表しています。</p> <p>昭和35年制定</p>

協定項目番号	20	協定項目	慣行の取扱いについて
調整方針	徽章、憲章、木・花、歌及び宣言については井原市のものをもってあてる。		

憲章		
井原市	芳井町	美星町
<p>わたくしたちは、緑の山と小田川の清流に恵まれて豊かに育った井原市民です。</p> <p>山陽道に沿って、早くから文教が興り、産業の栄えたわたくしたちのまちが、今やたくましい足どりで瀬戸内圏の輝くあすへ大きく前進しています。</p> <p>わたくしたちは、先人ののこしてくれたこの郷土を、強い自覚と責任をもって、次の世代へ伝えるに足る誇り高い井原市とするために、こぞって力をあわせましょう。</p> <p>1. 健康に輝く、清潔な町をつくりましょう。</p> <p>1. 働くことに喜びをもち、生産の意欲あふれる町をつくりましょう。</p> <p>1. お互いの立場を尊び、秩序正しい町をつくりましょう。</p> <p>1. こどものしあわせをはぐくみ、夢と希望にみちた町をつくりましょう。</p> <p>1. 教養を深め、文化の香り高い町をつくりましょう。</p> <p>(昭和43年4月1日制定)</p>	<p>わたくしたちは、美しい緑と清らかな流れにはぐくまれ、香り高い文化と伝統ある歴史にささえられてきたふるさと芳井町を誇りとし、生きがいのある健康で明るく、心豊かな町づくりをめざします。</p> <p>1. 愛と奉仕の心を持ち、助け合いましょう。</p> <p>1. 教養を高め、文化の発展につとめましょう。</p> <p>1. 働くことを喜び、地域の産業を振興しましょう。</p> <p>1. 青少年に夢を、おとしよりに生きがいを与えましょう。</p> <p>1. 自然を護り、環境の美化につとめましょう。</p> <p>(昭和59年2月1日制定)</p>	<p>仰ぐ龍王のもと、美しく清らかな自然と弥生文化の歴史を誇るわが美星町は、瀬戸圏時代の到来とともに、大きな夢と希望にあふれています。</p> <p>わたくしたちは、栄えゆく未来への飛躍のため、力をあわせたくましく前進し、輝く美星町を建設して、次の世代に伝えましょう。</p> <p>1. わが郷土を愛し、その発展につくしましょう。</p> <p>1. 教養に心がけ、文化の向上に努めましょう。</p> <p>1. 公德心を高め、住みよい町にいたしましょう。</p> <p>1. 勤労を尊び、豊かな町をつくりましょう。</p> <p>1. 健康を増進し、活気ある町をつくりましょう。</p> <p>(昭和44年10月5日制定)</p>

協定項目番号	20	協定項目	慣行の取扱いについて
調整方針	徽章、憲章、木・花、歌及び宣言については井原市のものをもってあてる。		

木 ・ 花		
井 原 市	芳 井 町	美 星 町
1 市木 くるまつ 2 市花 さくら <p style="text-align: right;">昭和48年4月1日</p> その他 市の草花 パンジー、ペチュニア <p style="text-align: right;">昭和59年11月24日</p> 市のイメージカラー 「若草色」 <p style="text-align: right;">昭和62年7月13日</p>	1 町木 もみじ 2 町花 山つつじ <p style="text-align: right;">昭和59年2月1日</p>	1 町木 あかまつ 2 町花 つつじ <p style="text-align: right;">昭和49年6月1日</p>

協定項目番号	20	協定項目	慣行の取扱いについて
調整方針	徽章、憲章、木・花、歌及び宣言については井原市のものをもってあてる。		

歌		
井原市	芳井町	美星町
<p>井原市民の歌</p> <p>武村 充大 作詞 遠藤 実 作曲</p> <p>1 かがやく朝よ 青空よ 吉備の山脈 光る風 小田の流れも 清らかに 井原は緑に はえる町 ここに咲かそう 四季の花 ともに咲かそう うるわしく</p> <p>2 あふれる若さ はずむ声 力合わせて 勤労の 歌も明るく こだまして 井原は豊かに のびる町 ここに結ぼう 人の輪を ともに結ぼう あたたかく</p> <p>3 はるかな夢よ あこがれよ 歴史は香る 父祖の地に 新たな文化 織りなして 井原は明日を ひらく町 ここに築こう 古里を ともに築こう たゆみなく</p>	<p>芳井町の歌</p> <p>大河原 敬人 作詞・作曲</p> <p>1 明るい朝の 陽をあびて 緑をうつす 小田川に 笑顔でかける 愛のはし 結ぶ手と手も あたたかく わたしのふるさと 芳井町</p> <p>2 輝く明日の 夢のせて せせらぎ清き 天神峡 もみじにはえる 歌声に 豊かな幸せ こだまする わたしのふるさと 芳井町</p> <p>3 希望きらめく 山なみに 文化と歴史 かくわしく 若さにそよぐ ねむの花 理想も高く 今進む わたしのふるさと 芳井町</p> <p>芳井町音頭</p> <p>大河原 敬人 作詞・作曲</p> <p>1 春は 春はかすみの山なみこえて〔ル〕 はるかかなたに 瀬戸の海〔ル〕 おぼろ月夜に芳井の町は 桜 桜並木の 夢の町〔ユメヲチユメヲチ〕</p> <p>2 夏は 夏はかじかの歌声聞いて〔ル〕 小田のせせらぎ あゆおどる〔ル〕 集うキャンプに芳井の町は ほたる ほたるとびかう 水の町〔ミヅノマチミヅノマチ〕</p> <p>3 秋は 秋はもみじの天神峡に〔ル〕 にしきおりなす あで姿〔ル〕 つなく手と手に芳井の町は 星も 星もふるよな 愛の町〔アイノマチアイノマチ〕</p> <p>4 冬は 冬は白雪吉備高原に〔ル〕 いろいろかこんで 山の幸〔ル〕 かわす笑顔に芳井の町は 厚い 厚い情の永遠の町〔トキヲチトキヲチ〕</p>	<p>美星町音頭</p> <p>作詞 三宅 興共 作曲 三山 敏</p> <p>1 ハァー美星よいとこヨー 竜王を中にヨー 三山日の里三山日の里宇戸堺 イヅノチカ イヅノチカ オイノチカ イヅノチカ イヅノチカ オイノチカ (2番以下はやし言葉くり返し)</p> <p>2 ハァー耕地千丁ヨー 豊に越えてヨー みのり山なす みのり山なすよるこびは</p> <p>3 ハァー呼べば答えるヨー 瀬戸内海のヨー 船の汽笛が 船の汽笛がボウと鳴る</p> <p>4 ハァーみどりしたたりヨー カジカに呼ばれヨー 夏はいで湯の 夏はいで湯の鬼ヶ嶽</p> <p>5 ハァー山に赤松ヨー すくすくのびてヨー 秋は松茸 秋は松茸呼ぶ香り</p> <p>6 ハァー美星わが町ヨー 協和の栄えヨー そろう足なみ そろう足なみ心意気</p> <p>鬼ヶ嶽小唄</p> <p>作詞 巖谷 小波 作曲 佐藤 吉五郎</p> <p>1 ハァー 鬼ヶ嶽とはたが名をつけた 咲いてやさしい姫つゝじ</p> <p>2 ハァー 泣くは河鹿かあの妓の声か 別れ涙の青木橋</p> <p>3 ハァー 長い病も薬師のお湯で 癒えて笑顔を美山川</p> <p>4 ハァー つもる話は月の輪日の輪 晴れて嬉しい桜橋</p> <p>5 ハァー 聞いて地獄も来て極楽よ 鬼ヶ嶽から仏の湯</p> <p>6 ハァー 鬼の疵さえ癒した谷に 赤い心を咲くつつじ</p> <p>7 ハァー 岩に月の輪日の輪をかけて 恋に照らして飛ぶ螢</p> <p>8 ハァー 夫婦岩とは名も頼もしや 千代をかけたの苔蒲団</p>

協定項目番号	20	協定項目	慣行の取扱いについて
調整方針	徽章、憲章、木・花、歌及び宣言については井原市のものをもってあてる。		

宣 言		
井 原 市	芳 井 町	美 星 町
平和都市宣言 (昭和35年7月13日)	非核平和の町宣言 (昭和62年12月22日)	非核平和の町宣言 (昭和61年9月25日)
安全都市宣言 (昭和37年3月29日)	人権尊重の町宣言 (平成9年6月19日)	暴力団追放宣言 (平成4年4月22日)
暴力追放宣言 (昭和40年2月12日)	夜光タスキ等反射材利用推進の町宣言 (平成9年12月17日)	人権尊重の町宣言 (平成9年9月18日)
青少年健全育成都市宣言 (昭和52年9月27日)	シートベルト着用推進の町宣言 (平成11年3月16日)	シートベルト100%着用推進の町宣言 (平成10年9月25日)
健康福祉都市宣言 (昭和56年7月3日)		
井原市非核平和都市宣言 (昭和60年6月29日)		
ゆとり宣言 (平成2年7月10日)		
交通事故絶滅都市宣言 (平成2年12月21日)		
環境対策推進都市宣言 (平成3年12月20日)		
人権尊重の都市宣言 (平成8年3月25日)		

上下水道、簡易水道事業の取扱い（下水道）について

合併協定項目 上下水道、簡易水道事業の取扱い（下水道）について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日提出

井原地域合併協議会
会 長 谷 本 巖

協議項目	上下水道、簡易水道事業の取扱い（下水道）について
調整内容	(1) 芳井町特定環境保全公共下水道事業は、芳井処理区として、井原市に引き継ぐ。 (2) 芳井町公共下水道推進協議会は、現行のまま井原市に引き継ぐ。

平成 1 5 年 月 日承認
井原地域合併協議会

協定項目番号	24-23	協定項目	上下水道、簡易水道事業の取扱い(下水道)について
調整方針	(1) 芳井町特定環境保全公共下水道事業は、芳井処理区として、井原市に引き継ぐ。 (2) 芳井町公共下水道推進協議会は、現行のまま井原市に引き継ぐ。		

【市町の現況】

事務事業名	井原市	芳井町	美星町	調整の具体的内容
公共下水道事業	井原市公共下水道事業 計画処理面積:784ha 計画処理人口:25,000人 計画汚水量:一般汚水 16,427m ³ /日 工場汚水 10,650m ³ /日 事業期間:昭和55年～平成30年 総事業費:50,625,916千円	芳井町特定環境保全公共下水道事業 計画処理面積:85ha 計画処理人口:3,600人 計画汚水量:一般汚水 1,479m ³ /日 事業期間:平成17年～平成28年 総事業費:4,591,370千円		芳井町特定環境保全公共下水道事業は、芳井処理区として、井原市に引き継ぐ。
芳井町公共下水道推進協議会		芳井町公共下水道推進協議会 (目的) 公共下水道等の整備の円滑な推進を図るため、町長の諮問に応じ審議する。 (内容) 地域内での事業の推進及び連絡調整、調査研究等 (委員) 18名以内 自治会長、町議会議員、各団体の長 任期2年		芳井町公共下水道推進協議会は、現行のまま井原市に引き継ぐ。

